

令和元年経済センサス-基礎調査（甲調査） 結果概要

令和元年に実施した、「令和元年経済センサス-基礎調査（甲調査）」の調査結果が公表されましたので、網走市の概要を紹介いたします。

1 活動状態別事業所数

令和元年の市内の事業所総数は 1,917 事業所で、前回調査（平成 26 年）の 2,036 事業所と比較すると、119 事業所の減少（5.8%減）となりました。

活動状態別に事業所数をみると、市内の事業所総数のうち存続事業所数は 1,790 事業所となっており、総数に占める割合は 93.4%となりました。（全国 81.4%、北海道 83.4%）、一方、新規把握事業所数は 127 事業所となり、総数に占める割合は 6.6%となりました。（全国 18.6%、北海道 16.6%）

また、市内の休業事業所数は 20 事業所、廃業事業所数は 152 事業所となりました。

表 1 活動状態別事業所数

							休業事業所	廃業事業所
		事業所総数			新規把握 事業所	総数に占める 割合		
			存続事業所	総数に占める 割合				
全	国	6,398,912	5,211,394	81.4%	1,187,518	18.6%	117,514	699,989
北	海	259,247	216,154	83.4%	43,093	16.6%	4,992	29,285
網	走	1,917	1,790	93.4%	127	6.6%	20	152

2 新規把握事業所

※本調査では新規把握事業所についてのみ、産業分類、従業者数などを調査しております。

※必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計を行っております。

新規把握事業所数 127 事業所のうち、集計対象となった 62 事業所を産業分類別にみると、「サービス業（他に分類されないもの）」が 15 事業所と最も多く、次いで「不動産業、物品賃貸業」が 11 事業所となっています。

また、従業者数においては「サービス業（他に分類されないもの）」が 288 人と最も多く、次いで「農業、林業（個人経営を除く）」が 146 人となっています。

表 2 産業大分類別事業所数及び従業者数

産業大分類	事業所数	合計に占める割合	従業者数 (人)	合計に占める割合
合計	62	100.0%	764	100.0%
農業、林業（個人経営を除く）	4	6.5%	146	19.1%
漁業	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-
建設業	3	4.8%	11	1.4%
製造業	3	4.8%	3	0.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	x	x	28	3.7%
情報通信業	-	-	-	-
運輸業、郵便業	x	x	11	1.4%
卸売業、小売業	7	11.3%	93	12.2%
金融業、保険業	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	11	17.7%	23	3.0%
学術研究、専門・技術サービス業	x	x	13	1.7%
宿泊業、飲食サービス業	8	12.9%	68	8.9%
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-
医療、福祉	7	11.3%	80	10.5%
複合サービス事業	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	15	24.2%	288	37.7%

注1) 「-」は該当がないことを示します。

注2) 「x」は数値が秘匿されていることを示します。

令和元年経済センサス - 基礎調査の概要

※経済センサス - 基礎調査は甲調査と乙調査の2種類からなり、以下、記入を分ける必要があるときには【甲調査】【乙調査】と明示する。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

【甲調査】

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。^(注1)

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

- ① 大分類A - 「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ② 大分類B - 「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ③ 大分類N - 「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79 - 「その他の生活関連サービス業」(小分類792 - 「家事サービス業」に限る。)に属する事業所
- ④ 大分類R - 「サービス業(他に分類されないもの)」のうち、中分類96 - 「外国公務」に属する事業所

(注1) 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

【乙調査】

国及び地方公共団体の事業所

3. 調査事項

【甲調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号

- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 従業者数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 業態
- ⑦ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別
- ⑧ 事業所の年間総売上（収入）金額
- ⑨ 開設時期
- ⑩ 経営組織
- ⑪ 法人番号
- ⑫ 単独事業所・本所・支所の別
- ⑬ 本所・本社・本店の名称
- ⑭ 本所・本社・本店の電話番号
- ⑮ 本所・本社・本店の所在地
- ⑯ 組織全体の主な事業の内容
- ⑰ 組織全体の年間総売上（収入）金額
- ⑱ 資本金等の額

【乙調査】

(1) 既存の事業所に関する事項

- ① 名称
- ② 所在地
- ③ 活動状態

(2) 新規に把握した事業所に関する事項

- ① 名称及び電話番号
- ② 所在地
- ③ 活動状態
- ④ 職員数
- ⑤ 主な事業の内容
- ⑥ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

4. 基準となる期日又は期間

【甲調査】

令和元年6月1日から令和2年3月31日までの間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。ただし、調査事項の「年間総売上（収入）金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

【乙調査】

令和元年 6 月 1 日

5. 調査の方法

【甲調査】

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省－都道府県－市町村^(注2)－統計調査員－報告者

(注2) 市には特別区を含む。以下同じ。

【乙調査】

国の事業所にあつては総務省が、都道府県の事業所にあつては都道府県が、市町村の事業所にあつては市町村が電子メールにより「調査票乙」を事業所ごとに配布し、オンラインによる回収を行った。

(1) 国の事業所

総務省－報告者

(2) 都道府県の事業所

総務省－都道府県－報告者

(3) 市町村の事業所

総務省－都道府県－市町村－報告者